

♥主な福祉施策♥

●●●医療・手当等●●●

自立支援医療更生医療・育成医療・精神通院医療の3種類あり、原則1割負担です。(所得により上限月額が設けられています。生活保護の方は自己負担はありません。)

更生医療身体障害の方が、障害の程度を軽くしたり、取り除いたりするための医療費を助成。

対象18歳以上で東京都心身障害者福祉センターの判定に基づき該当すると認められた方

育成医療手術等の治療にかかる医療費を助成。

対象満18歳未満で肢体不自由・視覚障害・心臓障害等のある方で手術等により障害の改善が見込まれる方(担当は子育て支援課子育て支援係)

精神通院医療在宅の精神障害者に対し、通院医療費を助成(全額無料になる場合もあります。)

対象精神疾患を有し通院している方

心身障害者(児)医療費助成重度の障害のある方の医療費の一部を助成。

対象身体障害者手帳1級、2級(内部障害は3級)または愛の手帳1、2度の方(所得制限、年齢制限等の給付条件により受給できない方もいます)。

心身障害者福祉手当

対象身体障害者手帳1~4級の方、愛の手帳をお持ちの方、及び脳性マヒ、進行性筋萎縮症の方(所得制限、年齢制限等の支給条件により受給できない方もいます)。

難病等医療費の助成

対象①指定難病の方②都内に住所を有している方③健康保険に加入し、他の医療給付制度(生活保護等)を受けていない方④医療費認定基準を満たした方(①②③④のいずれにも該当する方)

小児慢性疾患医療費助成

対象18歳未満で、小児慢性対象疾患に罹患している方(ただし、18歳以降についても、継続して更新手続を行なった場合に限り、20歳まで延長可能となります)。

小児精神障害者入院医療費助成入院治療に要する費用を助成。

対象精神科への入院治療を必要とする満18歳未満の方

特別障害者手当

対象20歳以上で心身に著しい障害があり、常時特別な介護が必要と認められた方

障害児福祉手当

対象20歳未満で心身に著しい障害があり、常時介護が必要と認められた方

東京都重度心身障害者手当

対象重度の知的障害のある方、上・下肢に重度の機能障害のある方、重度の知的障害と身体障害のある方

特殊疾病患者福祉手当

対象東京都難病医療費受給者証を交付されている方等(心身障害者福祉手当を受給している方は除く)。

■子育て支援課子育て支援係が窓口の手当■

児童育成手当(障害手当)

対象①身体障害者手帳おおむね1、2級程度②愛の手帳おおむね1~3度程度③脳性マヒまたは進行性筋萎縮症のいずれかに該当する20歳未満の児童を扶養している方

特別児童扶養手当

対象①身体障害者手帳おおむね1~3級程度②愛の手帳おおむね1~3度程度③日常生活に著しい制限を受ける状態の疾病・精神障害のいずれかに該当する20歳未満の児童を扶養している方

●●●住宅費・交通費等の助成●●●

住宅設備の改善給付事業日常生活を容易にするため、浴室や便所、居室などの住宅内部を改善する事業。

対象原則6歳以上65歳未満で、下肢または体幹にかかる障害が2級以上の方、及び補装具として車いすを購入した内部障害者の方

自動車改造費用助成事業就労などのために自動車を取得して改造する場合に費用の一部を助成。

対象18歳以上で、上肢、下肢または体幹機能にかかる障害が1級、2級の重度身体障害者の方

心身障害者自動車運転教習助成事業運転免許取得に必要な経費の一部を助成。

対象市内に引き続き3か月以上住所を有する方で、身体障害者手帳3級以上(内部障害の方は4級以上、下肢または体幹障害については5級以上で歩行困難)の方、及び愛



の手帳4度以上の方

心身障害者タクシー利用券給付事業

対象身体障害者手帳2級以上の方(内部、下肢、体幹機能障害は3級以上)や愛の手帳2度以上の方、進行性筋萎縮症、脳性マヒの方(支給限度内でガソリン券との併給も可)

心身障害者自動車ガソリン費用助成事業

対象前記の心身障害者タクシー利用券を受けられる方と同じ条件(支給限度内でタクシー券との併給も可)

その他○テレビ受信料の減免○都営交通の割引○民営バスの割引○民営鉄道の割引○航空運賃の割引○有料道路通行料金の割引

指定収集袋(ごみ袋)の减免

対象身体障害者手帳(1級または2級)、愛の手帳(1度または2度)または精神障害者保健福祉手帳(1級)の交付者で市民税が非課税世帯の方



福生市営福生駅西口駐車場使用料免除

対象身体障害者手帳、愛の手帳または精神保健福祉手帳をお持ちの方(2時間まで)

自転車等駐車場定期使用料免除

対象身体障害者手帳、愛の手帳または精神保健福祉手帳をお持ちの方

●●●日常生活支援・援助●●●

補装具費の支給

対象身体障害者手帳または戦傷病者手帳を持っている方で、補装具の交付や修理が必要な方

おむつ等助成事業

対象身体障害者手帳または愛の手帳を持っていて、常時寝たきりの状態の方(おおむね3歳以上65歳未満)

寝具乾燥車派遣事業重度の障害者で寝具の乾燥ができない方に月1回、寝具乾燥車を派遣。

原子爆弾被爆者援護(居住地等変更届、医療費、各種手当の申請等)

対象被爆者、被爆者の子

●●●緊急時対策●●●

重度身体障害者等緊急通報システム緊急時に無線発報器等により消防庁に通報することができ、地域通報協力体制で速やかな援助を受けることができるシステム。

対象18歳以上の1人暮らしなどの重度身体障害者(2級以上)、特殊疾病患者(都の医療券をお持ちの方)

重度心身障害者火災安全システム家庭内の火災時に、住宅用防災機器により自動的に消防庁に通報するシステム。

対象18歳以上の1人暮らしなどの重度身体障害者(2級以上)や重度知的障害者(2度以上)

●●●介護人等派遣について●●●

重度脳性麻痺者介護人派遣事業20歳以上で脳性マヒによる障害の程度が1級の方が単独で野外活動する困難な場合に派遣。

●●●自立支援給付●●●

居宅介護(ホームヘルプサービス)身体介護や家事援助など、日常生活の支援を受けることができる。

重度訪問介護重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする方への自宅での入浴・排泄・食事の介護、外出時の移動支援等。

行動援護自己判断能力が制限されている人が、行動するときの危険を回避するために必要な支援・外出支援。

重度障害者等包括支援介護の必要性がとても高い方への居宅介護等の包括的サービス。

児童デイサービス障害児の日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等。

短期入所(ショートステイ)自宅で介護する方が病気の場合等における、短期間、夜間も含めた、施設での入浴・排泄・食事の介護等。

療養介護医療と同時介護が必要な方への医療機関での機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話。

■市役所以外の相談窓口

社会福祉協議会(南田園2-13-1福祉センター内☎552-2121 Fax 553-7532)ボランティアの育成や障害者の移送サービス、生活福祉資金の貸し付けなどを担当しています。※ボランティアの育成やボランティアグループ、ボランティアなどの相談は、ふっさボランティア・市民活動センター(福祉センター内☎552-2122)へ。

東京都心身障害者福祉センター(新宿区戸山3-17-2☎03-3203-6141 Fax 03-3203-6185)

同多摩支所(国立市富士見台2-1-1☎573-3311 Fax 576-5295)身体障害者更生相談所と知的障害者更生相談所として、区市町村に対する専門的相談・支援を行なうほか、高次脳機能障害のある方等への相談などを行なっています。その他、身体障害者手帳、愛の手帳の発行や東京都重度障害者手当の支給等を行なっています。多摩支所は、主として多摩地域の方々に、障害に関する専門的相談、愛の手帳や補装具の判定及び講習会等の地域支援を行なっています。

立川児童相談所(立川市曙町3-10-19☎523-1321 Fax 526-0150)18歳未満の児童に対する児童施設への入所決定、愛の手帳の判定などを行ないます。

生活介護常に介護を必要とする方への昼間の入浴、排泄、食事の介護及び創作的活動または生産活動機会の提供。

障害者支援施設での夜間ケア等(施設入所支援)施設に入所する人への夜間や休日の入浴・排泄・食事の介護等。

共同生活介護(ケアホーム)夜間や休日、共同生活を行なう住居での入浴・排泄・食事の介護等。

自立訓練(機能訓練・生活訓練)自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間の身体機能または生活能力の向上のための必要な訓練。

就労移行支援一般企業へ就労を希望する方への一定期間の身体機能または生活能力の向上のための必要な訓練。

就労継続支援(雇用型)・(非雇用型)一般企業等での就労が困難な方への働く場の提供、知識及び能力の向上のための必要な訓練。

共同生活援助(グループホーム)夜間や休日、共同生活を行なう住居での相談や日常生活上の援助。

●●●地域生活支援事業●●●

相談支援障害者等からの相談対応、必要な情報提供や権利擁護のための必要な援助。

コミュニケーション支援聴覚、言語機能の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある方への手話通訳者の派遣等。

移動支援円滑に外出できるための移動支援。

地域活動支援センター創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流等を行なう施設。

日中一時支援介護者が緊急その他やむを得ない理由により介護できないとき、障害者の日中における活動の場の確保及び一時的な監護の支援。

日常生活用具給付事業主に重度(身体障害者手帳2級以上または愛の手帳2度以上)の心身障害者の方が日常生活を容易にするための用具を障害の状況により給付。

点字図書給付事業購入費の一部を助成。

●●●施設訓練等支援●●●

●●●旧法施設支援サービス●●●

身体障害者援護施設身体障害者福祉法に基づき、必要な治療や訓練を行なうための入所(通所)施設。

対象18歳以上で身体障害者手帳をお持ちの方

知的障害者援護施設知的障害者福祉法に基づき、必要な指導や訓練を受けるための入所(通所)施設。

対象18歳以上で愛の手帳をお持ちの方

●●●その他●●●

声の「広報ふっさ」の郵送

担当秘書広報課広報広聴係☎551-1568

声の「市議会だより」の郵送

担当議会事務局庶務係☎551-1523

外出困難な障害者のための図書の宅配

担当中央図書館☎553-3111

心身に障害のある児童の就学相談

担当教育委員会指導室及び教育相談☎551-7700

●●●市内の障害者のための施設●●●

知的障害者更生施設知的障害者の方が施設に入所して、自立した生活を送るために指導・訓練を受ける福祉施設。

知的障害者グループホーム・ケアホーム現に就労等している知的障害者の方たちが、数人で世話をと生活する福祉施設。

精神障害者グループホーム将来独立して生活できるよう、期限付で住まいを提供し必要な助言・援助を行なっている施設。

精神障害者小規模通所授産施設回復途上にある精神障害者の方が、地域社会における自立を目指し必要な訓練等を行なう福祉施設。

地域生活支援センターハッピーウイング(東町6-8M Eビル3階☎553-9888)精神障害者の方の日常的に困っていることや、